



川 越

2025 年 1 月

農委スポット情報



写真：初雁橋から見た富士山

明けましておめでとうございます。皆様方には、日頃から農業委員会活動への深いご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本市農業委員会は、昨年2月に改選を行い、第26期農業委員会として活動を開始いたしました。新たな体制のもと、全委員が一元となって農地の保全と農業の振興に向け、担い手への農地の集積や遊休農地の解消、新規就農の促進など、農地利用最適化の推進に取り組んでいるところでございます。

昨今、農業資材や燃料費の高騰など農業経営には厳しい状況が続いているところでございますが、農業委員会は、今年も本市農業の発展のために全力を尽くしてまいります。

引き続き、農業委員会の活動に、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



川越市
農業委員会
会長 洪谷 武

年頭の御挨拶

主 要 内 容

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| ◇年頭の御挨拶 表紙 | ◇川越市農業施策に関する意見書の提出 2 |
| ◇川越の農業に関する懇談会を開催 3 | ◇農政課からのお知らせ 4 |

令和7年度川越市における農地利用最適化の推進に係る 施策等に関する意見書を提出



令和6年10月25日に川合善明市長に「令和7年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書」を提出しました。

この意見書は、農業者の声を広く市政に反映させるために各地域の皆様代表である農業委員及び農地利用最適化推進委員から意見・要望を募り、令和6年9月26日開催の第490回川越市農業委員会総会において討議し、議決されたものです。要望事項は以下のとおりです。

1 優良農地の保全等の推進

- (1) 農業基盤整備の推進について
- (2) 多面的機能支払交付金の活用について
- (3) 農地の保全・管理対策について
- (4) 遊休農地の発生防止・解消について

2 営農環境の維持・向上の推進

- (1) 農道及び農業用水路の整備について
- (2) 農業用水の水質保全について
- (3) 農業用井戸について
- (4) 有害鳥獣対策について
- (5) 河川環境の整備について

3 新規参入者、担い手の確保・育成と 経営改善の支援

- (1) 新規就農等への支援について
- (2) 農業用機械や農業用施設の整備に対する助成について
- (3) 女性農業者の支援及び育成について
- (4) 農業者を対象とする各種研修会について
- (5) スマート農業の推進について

4 その他農業振興施策の推進

- (1) 川越産農産物の普及について
- (2) 学校での農業体験及び給食での川越産農産物の使用について
- (3) 農業イベント等の充実について
- (4) 川越産農産物のブランド化推進及び「地産外消（商）」について

5 その他

- (1) 資材や原材料費の高騰に対する支援の要望等について
- (2) 災害対策について
- (3) 不法投棄の防止について
- (4) 農地における野焼きについて



詳しくはこちら

川越の農業に関する懇談会を開催

令和6年9月26日に、川越市環境プラザ3階研修室において、JAいるま野川越産直生産者部会の皆様と農業委員及び農地利用最適化推進委員との懇談会を開催いたしました。



この懇談会は、地域農業の振興を図るため、各種団体の皆様からさまざまなご意見を伺い、本市農業施策に役立てるとともに、参加者と本市農業の現状を共有することを目的に実施しています。

懇談会では、「川越市の農業について感じていること」をテーマに意見交換を行いました。限られた時間の中、スマート農業の推進や農作物が適正価格となる仕組みの必要性、基盤整備事業の推進など、活発な意見交換が行われました。農業委員会では、地域の実情と農業者の意見を踏まえ、関連施策の推進について関係行政機関に意見・要望してまいります。

農地を相続した場合は「農業委員会への届出」が必要です

農地の権利を相続等で取得した場合は、農業委員会にその旨を届出することが義務化されています。「農地法第3条の3の規定による届出書」の提出をお願いします。届出書は、市のホームページからダウンロードできます。



詳しくはこちら

農地の管理は適正をお願いします

耕作されていない農地に、雑草が生い茂って困っているといた苦情が多数寄せられています。荒廃した農地は、病害虫や火災の発生原因となるだけでなく、見通しが悪くなることで交通事故を誘発したり、

ゴミの不法投棄の温床となるなど、地域環境に重大な影響を与える可能性があります。農地を所有する方は耕作されない場合も、定期的な耕うんや除草など農地の適正管理に努めるようお願いします。

農地改良後は農地として利用してください

農地の有効利用や耕作の利便性向上のために盛土等（農地改良）を行うときは、工事の前に農業委員会へ農地改良の届出又は県知事の一時転用許可が必要です。無届（無許可）で行うと農地法違反になる場合がありますので注意をお願いします。また、大切な農地に耕作に適さない土を入れられることが無いように、工事は信頼できる業者に依頼しましょう。

農政課からのお知らせ

ナガエツルノゲイトウの発生について

繁殖力が非常に強い特定外来生物に指定される雑草です。処理方法等、詳しくは、市ホームページをご確認ください。

農政課 経営支援担当

Tel 224-5939



詳しくはこちら

ナラ枯れ被害について

「ナラ枯れ」とは、「カシノナガキクイムシ」という虫がナラ類などの樹木に穿入（せんにゅう）し、木を枯らしてしまう現象です。

被害木については、枯死や倒木等に至る危険がありますので、所有者の責任で処理を行っていただく必要があります。処理方法等は、専門業者に相談することをおすすめします。

農政課 農地保全担当

Tel 224-5939



詳しくはこちら

農地の貸借方法が変わります

法律改正により、令和7年4月以降の農地の貸借は、これまでの方法（農用地利用集積計画による利用権設定）が廃止され、農地中間管理機構を介した手続きに変わります。手続きは3か月程度かかるため、貸借の希望時期がある場合は早めに書類の提出をお願いします。貸借手続きスケジュール、必要書類等、詳しくは市ホームページをご確認いただくか農政課へお尋ねください。

農政課 経営支援担当

Tel 224-5939



詳しくはこちら

農業集落排水事業が上下水道局へ移管されます

移管されます

令和7年4月より、農業集落排水事業（鴨田・石田本郷処理区）が農政課から上下水道局へ移管されます。後日、説明会を開催予定です。日程は対象の方へ通知いたします。

農政課 農業集落排水担当

Tel 224-5939

全国農業新聞を購読しませんか？

【発行日】毎週金曜日

【購読料】月700円

【お申込み】

農業委員会事務局まで
(Tel 224-6134)



農委スポット情報では、「農業に関する情報」を募集しています。地域のイベント・取組み等がありましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は「国民年金だけでは老後の生活が不安」という農業者のためにつくられた公的年金制度です。農業者年金は、税制面でも民間の個人年金保険とは大きく異なり、様々な優遇措置があります。

- 支払った保険料が全額社会保険料控除
- 年金資産の運用益も非課税
- 受け取る年金も公的年金等控除の対象
- 死亡一時金は非課税



興味をお持ちの方は、お近くの JA 又は農業委員会事務局にお尋ねください。戸別訪問での御案内もいたします。